

令和2年度 徳島県町村会事業計画

1. 会務運営の基本方針

町村行政の円滑な運営と町村自治の振興発展を図ることを目的に国、県及び町村間の連絡調整に努める。

また、町村の行財政水準の向上発展を期するため、全国町村会その他関係機関、団体等との密接な連携によって各種情報の交換、要望事項の実現を図るとともに諸事業の実施及び諸問題の調査研究にあたる。

さらに、町村の財政安定及び町村職員の福利厚生に寄与するため、総合賠償補償保険をはじめ各種共済保険等の加入推進に努める。

2. 事業計画

(1) 諸会議の開催及び参加

① 諸会議の開催

当面する町村の諸問題を協議し、町村相互の連絡協調と行財政運営の円滑化を図るため、次の諸会議を開催する。

- ア 定例会
- イ 役員会
- ウ 監事会

② 諸会議への参加

各種情報の収集、伝達を図るため次の諸会議に参加する。

- ア 全国町村会理事会（都道府県会長会）、交流会及び政務調査会
- イ 全国町村長大会及び全国町村会創立100周年記念式典
- ウ 四国四県町村長・議長大会
- エ 知事・市町村長連絡会議等
- オ 四国四県町村会長・事務局長会議等
- カ 中国・四国各県町村会災害共済事務連絡会議等

(2) 政務活動

町村自治発展に資するため、国及び県に対し施策の充実、改善を求めるほか、財政基盤の確立を要望する等積極的な政務活動を行う。

(3) 調査研究活動

- ① 町村行政に寄与するよう、国、県及び関係団体の情報を収集し、町村に提供する。
- ② 行財政に関する視野を広げ、町村行政の適正な運営に資するため、先進地視察を実施する。

(4) 研修

- ① 自己啓発の増進を図り、併せて幅広い視野を得るため次の研修を行う。
 - ア 町村長研修
 - イ 市町村長研修（振興協会並びに市長会と共催）
 - ウ 幹部職員等研修（市長会と共催）
 - エ 若手職員育成事業
 - オ その他、必要に応じ各団体と連携し研修を実施する。
- ② 市町村職員研修への提言並びに自治大学校入校申し込みの取りまとめを行う。
- ③ 町村長を始めとする町村職員等の研修参加に係る経費の助成を行う。

(5) 町村職員等採用統一試験

町村等からの委託に基づき町村職員等採用統一試験を実施する。

(6) 町村有物件（建物及び自動車）共済制度、総合賠償補償保険制度並びに災害対策費用保険制度等への加入推進

公有財産の保全を図るとともに、町村の法律上の損害賠償責任額支給財源確保を図るため、本制度への加入推進を図る。

(7) 町村職員生活協同組合（火災及び自動車）共済制度、任意共済保険制度及び個人年金共済制度への加入推進

町村職員の福利厚生事業として本制度への加入推進を図り、町村職員の日常生活の安定に努める。

(8) 軽自動車税事務

軽自動車の登録、抹消等異動状況に関する申告事務を県軽自動車協会に委託し、軽自動車税の適正な課税事務に供する。

(9) 母子保健事務

医師会等関係団体との連絡調整、委託契約の締結を行う。

(10) 各種団体等に対する寄付金等の支出の適正化

市長会と共同し、市町村における法令に基づかない寄付金等の支出の適正化を図り、市町村財政の健全化と行政運営の合理化に努める。

(11) 広報活動

町村の魅力発信並びに観光客誘致に向け、必要な広報活動を行う。

(12) 鳥取県町村会との交流

危機事象発生時相互応援協定に基づき、カウンターパートの交流促進に努める。

(13) 行政相談

行政事務の複雑化・高度化に対応するため、顧問弁護士を委嘱し、町村の行政事務に関する法律相談を実施する。